

平成 28 年 5 月 9 日  
総務省公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「科学技術研究調査」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

| 事 項      | 内 容  |
|----------|--|
| 事業概要     | 科学技術研究調査における調査関係書類の印刷、調査関係書類の封入及び送付、調査客体からの照会対応、調査客体に対する督促等に係る業務 |
| 実施期間     | 平成 26 年 4 月 15 日～平成 28 年 12 月 28 日                               |
| 受託事業者    | 株式会社システムシンク  |
| 支払金額（税抜） | 68,436,000 円（単年度当たり：22,812,000 円）                                |
| 入札の状況    | 2 者応札（説明会参加＝5 者／予定価内＝1 者）  |

II 評価

1 評価方法について

総務省から提出された平成 26 年 4 月から平成 28 年 12 月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

| 事 項               | 内 容  |  |
|-------------------|--|--|
| 確保されるべき<br>質の確保状況 | 以下のとおり、適切に履行されている                                  |  |
|                   | 確保されるべき水準（一例）                                      | 評価   |
|                   | 目標回収率（各年度）<br>企業：81%<br>非営利団体・公的機関：99%<br>大学等：100% | 最終的な回収率<br>（平成 26 年度）<br>企業：83%<br>非営利団体・公的機関：99%<br>大学等：100%<br>（平成 27 年度）<br>企業：84%<br>非営利団体・公的機関：100% |

|              |   |   |
|--------------|---|---|
|              |   | 大学等：100%  |
|              | 照会対応業務  | 実施状況を把握するため、実施府省が調査客体に扮して受託者に照会対応を確認したところ、問題のある対応は見られなかった。また、照会対応業務が適切に実施されたかを確認するため、調査客体へのアンケートを実施した。その結果は、「満足であった」、「どちらかといえば満足であった」等の肯定的な回答が約9割以上となり、業務は適切に実施された。 |
|              | 督促業務  | 電話による督促業務が適切に実施されたかを確認するため、調査客体へのアンケートを実施した。その結果は、「良い」、「どちらかといえば良い」等の肯定的な回答が約9割以上となり、業務は適切に実施された。   |
| 民間事業者からの改善提案 | <p>督促業務について、受託者は3回の集中督促期間を設ける督促計画を作成している。平成26年度は3回のうち1回が8月4日から8日に設定されていたため、不在とする調査客体が見られた。</p> <p>それを踏まえ、平成27年度は受託者の提案により、上記の時期を外し、その分の人員を残りの2回の集中督促期間に回したところ、効果的な督促を実施することができ、平成26年度を上回る回収率となった。</p> |   |

### 3 実施経費（税抜）

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 従来経費 | 23,215,000円（平成18年度実施経費）            |
| 実施経費 | 22,812,000円（平成26年度から平成28年度までの平均経費） |
| 削減額  | 403,000円                           |
| 削減率  | 1.7%                               |

### 4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成26年度、平成27年度の2か年とも全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、効率的な督促業務を行う等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、1.7%の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向

上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

## 5 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が4期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 総務省に設置している外部有識者で構成している科学技術研究調査の民間競争入札実施事業に関する評価会において、事業実施状況のチェックを受けている。
- ③ 入札において、2者の応札であり、競争性が確保されていた。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率1.7%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、総務省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。